

総政企第138号
平成30年5月25日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖 子



諮問第114号
農林業センサスの変更について（諮問）

標記について、平成30年5月14日付け30統計第201号により農林水産大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成30年5月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第114号の概要

(農林業センサスの変更)

1 農林業センサスの概要（前回）

調査の目的

我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業の推進に必要な資料を得る。また、本調査の結果を基に「農林業構造統計」（基幹統計）を作成する。

調査の概要

調査の沿革

1950年（昭和25年）に第1回調査を実施し、以降5年周期で実施（2015年調査は第14回調査）

調査票の種類	報告者数	主な調査事項
①農林業経営体調査票	農林業経営体：約140万4000経営体（※1） （家族経営体：約135万8000経営体、 組織経営体：約4万6000経営体）	世帯の状況、経営耕地面積・保有山林面積、農業・林業労働力、 農産物の生産状況、家畜の飼養状況、農林産物の販売、農林業作 業の受委託の状況 等
②農山村地域調査票 （市区町村用）	約1,900市区町村（※2）	総土地面積、森林・林野面積 等
③農山村地域調査票 （農業集落用）	約14万集落	農業集落の立地条件、農業集落の概況、農業集落内での活動状 況

（※） 1 農林業経営体調査客体候補名簿を用いて、すべての農家・林家等を対象に、一定の規模基準に該当するかを確認した上で、確定する。
2 東京都特別区を含む。また、政令指定都市については各行政区を調査対象とする。

調査期日

2015年2月1日現在

調査組織 【調査方法】

- ① 農林業経営体調査票 【調査員調査又はオンライン調査（一部）】
農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
- ② 農山村地域調査票（市区町村用）【郵送調査（オンラインでも可）】
農林水産省－地方農政局等（地方組織）－報告者
- ③ 農山村地域調査票（農業集落用）【調査員調査】
農林水産省－地方農政局等（地方組織）－調査員－報告者

結果公表

概要：調査実施年の11月末まで 詳細：調査実施翌年の3月末以降、順次公表

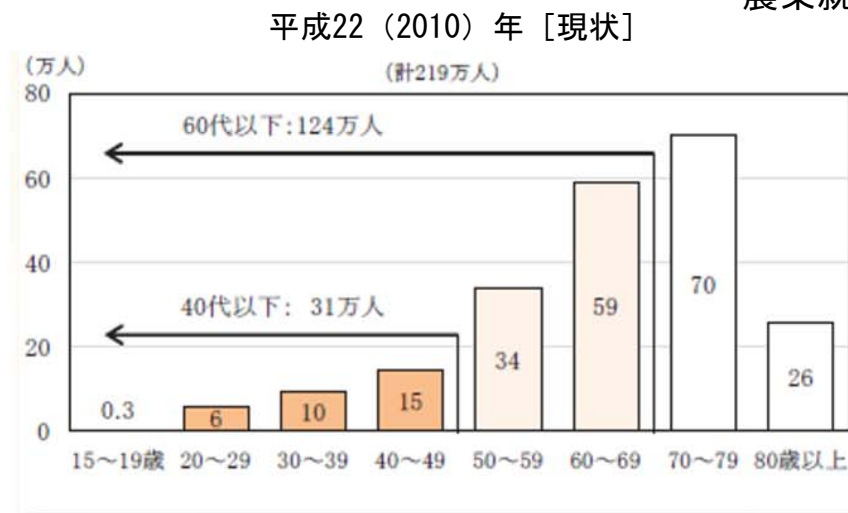
2 農林業構造統計の利活用状況(1)

行政施策上の利用

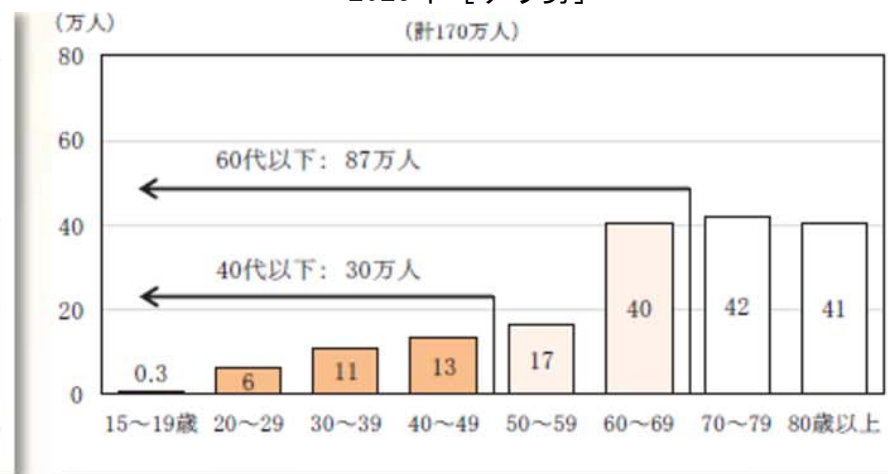
- ◆ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）^{（注）}における農業の構造展望等の審議の基礎資料として利用

（注）食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更されている。

農業就業者数の試算



出典：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、「国勢調査」（調査票情報を農林水産省で独自に集計）



（注）食料・農業・農村基本計画の参考資料「農業構造の展望」より抜粋

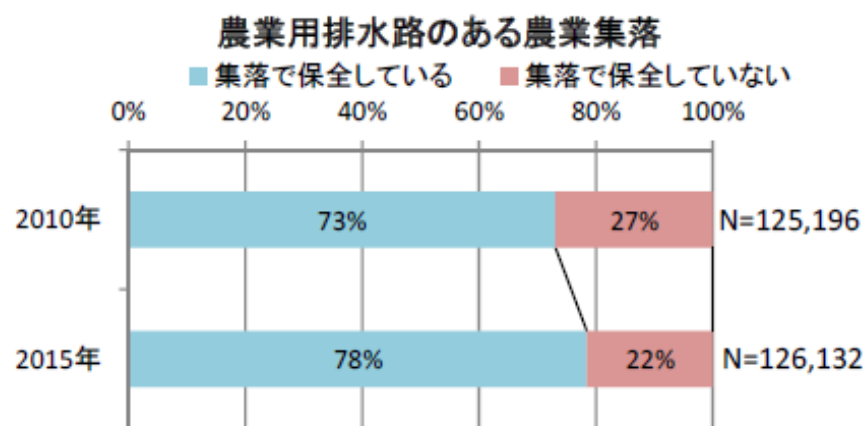
他の統計調査の母集団情報としての利用

- ◆ 農林水産省が実施する他の統計調査（農業経営統計調査（基幹統計調査）、農業構造動態調査（一般統計調査）等）の報告者を抽出するための母集団情報として活用

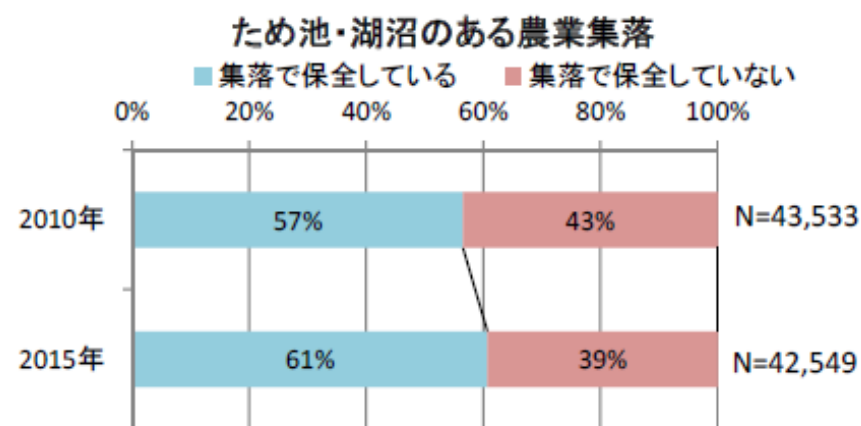
2 農林業構造統計の利活用状況(2)

行政施策上の利用

- ◆ 多面的機能支払等の事業の評価を行う際の基礎資料として利用



出典：農林水産省「農林業センサス」



(注) 「多面的機能支払交付金の中間評価」より抜粋

3 農林業を取り巻く政策ニーズ等の変化

- ◆ 「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）及び「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、農林業の競争力強化の更なる加速が求められているところ。

4 調査計画の変更 – 調査事項の主な変更（1）

◆ 政策ニーズに対応した調査事項の追加 <農林業経営体調査票>

- ① 平成31年産から導入される「収入保険制度」の加入要件となっている「農業者の青色申告」の実施状況を把握

1 農業経営について青色申告を行っていますか。該当するもの1つに**必ず**記入してください。

行っていない		0
行っている	正 規 の 簿 記	0
	簡 易 簿 記	0
	現 金 主 義	0

2 青色申告を行っている方について、青色申告を何年間継続して行っていますか。該当するもの1つに**必ず**記入してください。

	1年	2年	3年	4年	5年以上
702	0	0	0	0	0

- ② 「有機農業の推進に関する基本的な方針」
（平成26年4月25日）^{（注）}における「目標値」（我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合）の達成状況を把握

（注）有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき農林水産大臣が定めたもの

3 有機農業に取り組んでいる面積を品目別に記入してください。

		(ha) (町)	(a) (反)	(畝)
水 稻	704	0	0	0
大 豆	705	0	0	0
野 菜	706	0	0	0
果 樹	707	0	0	0
その他	708	0	0	0

- ③ 「未来投資戦略2017」における「推進目標」（2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践）の現状を把握

4 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータを活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに**必ず**記入してください。

データを取得して活用	709	0
データを取得・記録して活用		0
データを取得・分析して活用		0
データを活用した農業を行っていない		0

「データを取得して活用」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて気象、市況などのデータを取得し、農業の経営に活用することをいいます。
 「データを取得・記録して活用」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて生産履歴などのデータを取得・記録（記録のみの場合を含む。）し、農業の経営に活用することをいいます。
 「データを取得・分析して活用」とは、「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを取得し、専用のアプリなどで分析して農業の経営に活用することをいいます。

4 調査計画の変更 – 調査事項の主な変更（2）

◆ 農林業を取り巻く環境変化に対応した調査項目の充実① <農林業経営体調査票>

☆ 高齢化等により個人経営体が減少し、農業の担い手として団体経営体が増加していることを踏まえ、団体経営体の内部労働力の把握を充実

【2015年調査】

		男			女			
		実人数(人)			実人数(人)			
1 ～ 29 日	303	8	8	8	304	8	8	8
30 ～ 59 日	305	8	8	8	306	8	8	8
60 ～ 99 日	307	8	8	8	308	8	8	8
100 ～ 149 日	309	8	8	8	310	8	8	8
150 ～ 199 日	311	8	8	8	312	8	8	8
200 ～ 249 日	313	8	8	8	314	8	8	8
250 日 以 上	315	8	8	8	316	8	8	8
計	301	8	8	8	302	8	8	8



【2020年調査】(案)

【2020年調査】(案)										③ 過去1年間で農業に従事した日数 (管理労働を含む)						
①		②								60 日 未満	60 日 ～ 99 日	100 日 ～ 149 日	150 日 ～ 199 日	200 日 ～ 249 日	250 日以上	
性別		出生の年月								未 満	99 日	149 日	199 日	249 日	以 上	
いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。														
		元号			出生の年月					必ず1つに						
		大正 昭和 平成			年		月									
経営主	男	女														
	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
1	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
2	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	

4 調査計画の変更 – 調査事項の主な変更（3）

◆ 農林業を取り巻く環境変化に対応した調査項目の充実② <農林業経営体調査票>

☆ 平成23年に6次産業化・地産地消法（注1）が施行され、農業の6次産業化の推進に伴い、農業生産関連事業（注2）への取組など農業経営の多様化が進展していることを踏まえ、労働力の把握を充実

（注1） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）

（注2） 「農産物の2次加工」、「観光農園」、「農家レストラン」等の農業生産に関連した事業をいう。

【団体経営内部の労働力】

経営主 1 2 3 4 5 6 7	①		②				③						④						⑤	
	性別 いずれかに 男 女	出生の年月 該当する元号と出生の年月を 記入してください。 元号 出生の年月 大正 昭和 平成 年 月	過去1年間で農業に従事 した日数 (管理労働を含む)						過去1年間で農業生産関連 事業に従事した日数 (管理労働を含む)						過去1年間の 主な状況					
			60	60	100	150	200	250	60	60	100	150	200	250	主に 農業に 従事	主に 農業以外 の事業に 従事				
			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日						

【常雇い】

		農 業						農業生産関連事業						
		従事日数の合計 (人日)						従事日数の合計 (人日)						
男	242							245						
女	243							246						

【臨時雇い】

		農 業						農業生産関連事業						
		実人数 (人)						実人数 (人)						
男	252							258						
女	253							259						

		農 業						農業生産関連事業						
		従事日数の合計 (人日)						従事日数の合計 (人日)						
男	255							261						
女	256							262						

4 調査計画の変更 – 調査事項の主な変更（４）

◆ 報告者の負担軽減を図る観点から、ニーズの乏しくなった調査事項を削除

<農林業経営体調査票>

【農業以外の業種からの資本金・出資金の提供】

提供を受けていない		851	0	
提供を受けているものすべてに	建設業または運輸業から		852	0
	飲食料品 関連の	製造業・サービス業から	853	0
		卸売・小売業から	854	0
	飲食料品 関連以外の	製造業から	855	0
		卸売・小売業から	856	0
	医療・福祉・教育関連から		857	0
	その他から		858	0



削除

【環境への負担を軽減した農作物の栽培の有無】

行っていない		861	0
行っている	化学肥料の低減	862	0
	農薬の低減	863	0
	堆肥による土作り	864	0



削除

◆ 報告者の負担軽減を図る観点から、立地条件・農業集落の概要等について、民間データ（経路検索）や、国勢調査の小地域統計（世帯数）等を活用することとして、調査事項を削除

<農山村地域調査票（農業集落用）>

4 調査計画の変更内容 – 調査方法の変更等

◆ オンライン調査の拡充 <農林業経営体調査票及び農山村地域調査票（農業集落用）>

農林業経営体調査票において、2015年調査から、一部市町村で導入したオンライン調査を全国に拡大するとともに、農山村地域調査票（農業集落用）においてもオンライン調査を新たに導入

調査票の種類	2015年調査	2020年調査
①農林業経営体調査票	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン（一部の市町村）	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン（全面）
②農山村地域調査票 （市区町村用）	配布：郵送（オンラインでも可） 回収：郵送（オンラインでも可）	配布：オンライン（郵送でも可） 回収：オンライン（郵送でも可）
③農山村地域調査票 （農業集落用）	配布：調査員 回収：調査員	配布：郵送 回収：郵送又はオンライン ※郵送又はオンラインにより回収できない場合は、 調査員が配布・回収

◆ 民間事業者の活用 <農山村地域調査票（農業集落用）>

農山村地域調査票（農業集落用）について、調査員調査から、民間事業者を活用した郵送配布、郵送又はオンライン回収を原則に変更し、効率化

5 前回答申時の課題への対応状況

今後の課題	対応状況：指摘を踏まえた対応等
① 国勢調査等の情報の活用について 農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンクージュにより農業集落機能の維持に必要な分析に有用な統計の作成が可能となるよう、地域メッシュの電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業について、今後も引き続き取り組むことが必要	・ 農林業経営体に位置情報を追加して、地域メッシュ統計を作成し、平成30年度にe-Stat（地図で見る統計 jSTAT MAP）において公開予定（国勢調査及び経済センサスの結果と地域メッシュを介したデータリンクージュが可能）
② 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について 集落営農実態調査（一般統計調査）で得た情報も活用しつつ、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による農業構造の変化を把握・分析するための統計を作成することについて検討することが必要	・ 平成28年集落営農実態調査から集落営農組織が展開している農業集落を特定。集落営農の有無別に農山村地域調査（農業集落用）の抽出集計を行い、平成28年集落営農実態調査報告書において公表 ・ 集落営農実態調査結果と農林業経営体調査結果を経営体情報で照合。集落営農に該当する農業経営体を抽出し、農業経営体結果と比較可能な統計を作成し、農林業センサス結果としてe-Stat上で公表予定
③ 経済センサス-活動調査との連携について 農林業経営体のうち法人形態のものに係る調査結果について、事業所母集団データベースを介して、経済センサス-活動調査（基幹統計調査）による調査結果のデータ移送を受けることにより、上記に係る把握・分析をするための統計の作成に向けて検討することが必要	・ 平成24年経済センサス-活動調査の調査票情報を入手の上、2015年農林業センサスにおける法人経営体と名寄せを行った上で、農業参入や農業以外の事業の概要について把握・分析するための集計方法等について検討 ・ 今後、平成24年経済センサス-活動調査の結果における検討結果を踏まえて、平成28年経済センサス-活動調査の調査結果と連携した集計を行い、結果をe-Stat等において公表予定

6 想定される主な論点

- ◆ 追加・変更される調査事項は、行政ニーズや農林業を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。
- ◆ 調査事項の削除による利活用上の支障はないか。また、利活用にも配慮しつつ、報告者負担の軽減を図る観点から、更なる見直しの余地はないか。
- ◆ 効率的な調査の実施や、実査を担う地方公共団体や調査員の負担軽減を図る観点から、オンライン調査の更なる推進や、行政記録情報等の活用を図る余地はないか。
- ◆ 集計の充実及び公表の早期化・充実による利活用の向上を図る余地はないか。